

事業方針計画

1 事業方針の整理

一般廃棄物処理施設の整備における事業方式の概要は以下のとおりです。

事業方式は、①従来型の手法である「公設公営方式（D B方式）」のほか、②建設から長期の運営を民間事業者に委託、または公共が建設した後に長期の運営を民間事業者に委託を行う「公設民営方式（P P P方式）」、③民間の資金調達力や技術力の導入によって建設から長期の運営を民間事業者に委託を行う「民設民営方式（P F I方式）」の3つの方式に大別できます。

現施設は長期包括的運営委託方式を採用しています。

表-1 一般廃棄物処理施設における事業方式の概要

事業方式	公設公営方式 (D B方式)	公設民営方式（P P P方式）		民設民営方式（P F I方式）		
		D B O方式	公設+長期包括的運営委託 (D B + O方式)	B T O方式	B O T方式	B O O方式
概要	公共が、設計・建設を一括性能発注する方式 維持管理・運営は別途で実施する方式	公共が、設計・建設を一括性能発注して整備し、完成後に維持管理・運営を長期包括委託などで別途実施する方式	公共が、設計・建設、維持管理・運営を一括性能発注する方式	P F I事業者が、施設の設計・施工を一体で実施して竣工し、公共へ譲渡した後、事業期間の維持管理・運営を行う方式	P F I事業者が、施設の設計・施工を一体で実施して竣工し、事業期間にわたり維持管理・運営を行った後、事業終了時点で公共に施設の所有権を移転する方式	P F I事業者が、施設の設計・施工を一体で実施して整備し、所有しながら事業期間の維持管理・運営を行い、事業終了時に施設を撤去する方式
事業主体	公共			民間事業者（SPC ¹ 等）		
建物所有	公共			民間事業者（運営中）		
発注形態	性能発注					
資金調達	単費+起債+交付金			左記に加えて民間資金の活用も可能		

¹ SPC : Special Purpose Company の略で特別目的会社、ある特定の事業を行うために設立された組織体のこと

(1) 事業方式の特徴

一般廃棄物処理施設における官民連携による事業方式の種類と公共・民間事業者の役割を表-2に示します。公設公営方式（D B方式）及び公設民営方式（P P P方式）での資金調達方法は交付金、起債及び一般財源（単費）が充当されます。民設民営方式（P F I方式）においても同様に交付金を活用した事業計画が一般的ですが、この場合、一般財源分（単費）が民間資金によることになります。

表-2 事業方式の種類と公共・民間事業者の役割

項目	公設公営 方式 (D B方式)	公設民営方式（P P P方式）		民設民営方式（P F I方式）		
		D B O 方式	公設+長期包括的 運営委託 (D B + O方式)	B T O 方式	B O T 方式	B O O 方式
公共関与の度合い	強					弱
役割						
建設						
設計/建設	公 ^{※1}	公 ^{※1}	公 ^{※1}	民	民	民
資金調達	公	公	公	民	民	民
運営						
運転	公	民	民	民	民	民
維持補修	公	民 ^{※2}	民 ^{※2}	民 ^{※2}	民 ^{※2}	民 ^{※2}
解体	公	公	公	公	公	民
施設の所有						
建設期間	公	公	公	民	民	民
運営期間	公	公	公	公	民	民

※1 一般廃棄物焼却処理施設の場合は、公共発注の場合でも性能発注による設計・建設一括発注（デザイン・ビルド）となる。

※2 大規模補修は、公とする場合もある。

公設公営方式（D B方式）や公設民営方式（P P P方式（D B O方式））であっても、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「P F I法」という。）に定める手続きである「特定事業選定」（首長名で当該事業をP F I事業として実施することを公表する手続き）を経て事業を実施する場合は、P F I法による事業となります。

(2) 想定される事業方式の整理

1) 想定事業方式の概要

一般廃棄物処理事業において想定される事業方式は、以下に示す「公設公営方式（D B方式）」、「公設民営方式（P P P方式）」、「民設民営方式（P F I方式）」の3方式に大別することができます。各方式の基本的な事業スキーム図を図-1～図-4に示します。

ア 公設公営方式（D B方式）

公共が財源確保から施設の設計（Design）・建設（Build）、維持管理（Maintenance）・運営の全てを行う事業方式です。（運転業務を民間事業者に委託する場合を含む。）

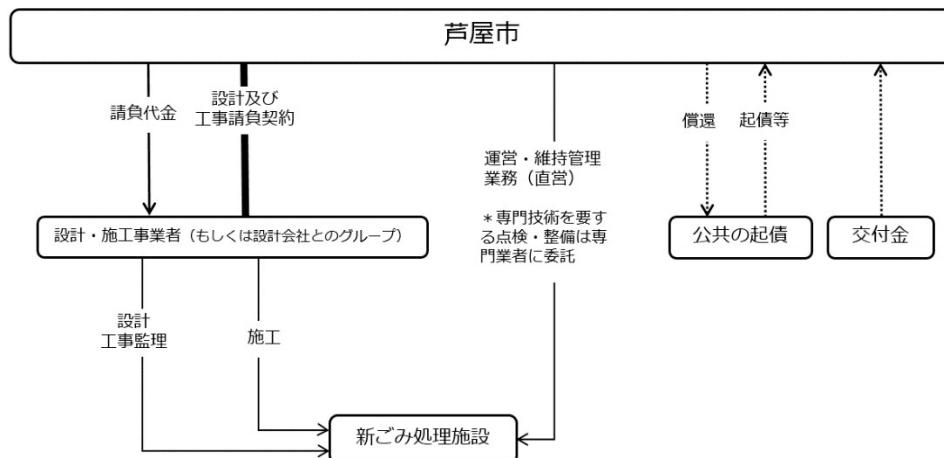


図-1 事業スキーム（公設公営方式（D B方式））

イ 公設民営方式（P P P方式）

(ア) D B O方式

公共が起債や交付金等により資金調達を行い、施設の設計（Design）・建設（Build）、運営（Operate）を民間事業者へ包括的に委託する事業方式です。

なお、特別目的会社を設立するケースの他に、運転管理事業者やプラントメーカーと直接運営委託を締結するケースがあります。

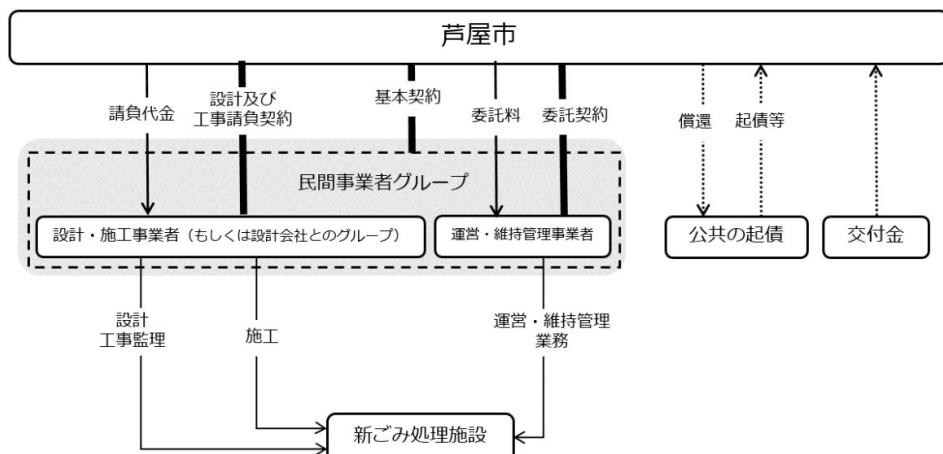


図-2 事業スキーム（公設民営方式（P P P方式（D B O方式）））

(イ) 公設 + 長期包括的運営委託（D B + O方式）

公共が起債や交付金等により資金調達し、施設の設計（Design）・建設（Build）を民間事業者に委託、維持管理（Maintenance）・運営（Operate）についても民間事業者に複数年にわたり委託する事業方式です。特別目的会社（SPC）を設立せずに運転管理事業者やプラントメーカーと直接運営委託を締結するケースもあります。

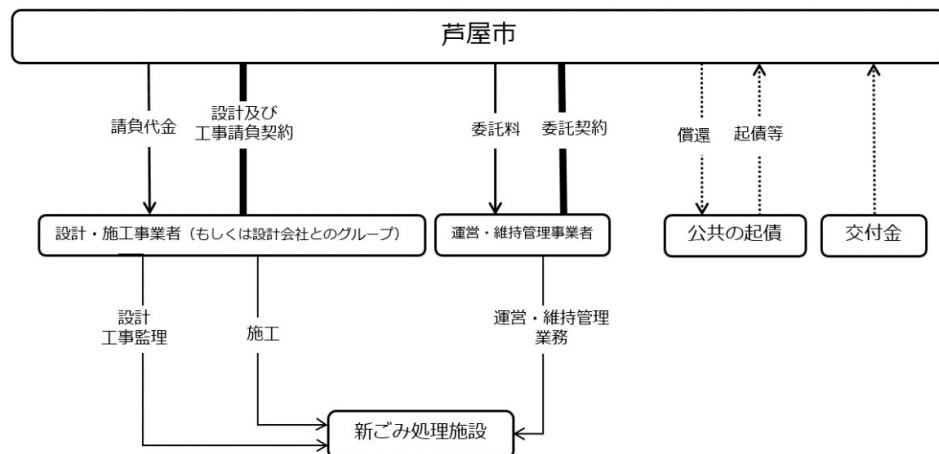


図-3 事業スキーム (公設民営方式 (PPP方式 (公設+長期包括的運営委託 (DB+O方式))))

ウ 民設民営方式 (PFI方式)

民間事業者が独自に資金を調達して施設の設計、建設、運営を行い、公共サービスの対価の支払いにより利益を含めた投資資金を回収する事業方式です。

(ア) BT0方式

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) した後、施設の所有権を公共に移転 (Transfer) し、施設の運営 (Operate) を民間事業者が事業終了時点まで行っていく事業方式です。

(イ) BOT方式

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) し、事業期間にわたり運営 (Operate) を行った後、事業終了時点で公共に施設の所有権を移転 (Transfer) する事業方式です。

(ウ) BOO方式

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) ・所有 (Own) し、事業期間にわたり運営 (Operate) を行った後、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する事業方式です。

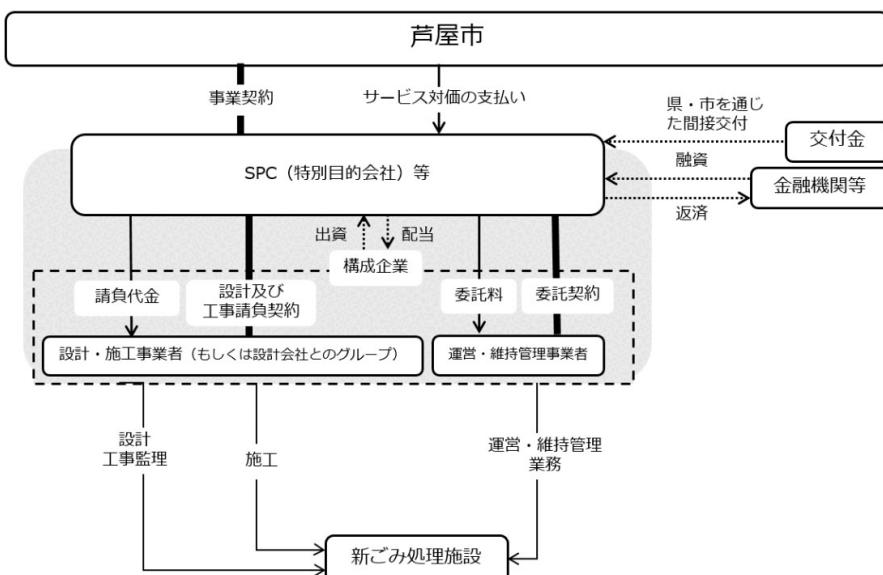


図-4 事業スキーム (民設民営方式 (PFI方式 (BT0方式・BOT方式・BOO方式)))

2 事業方式の動向（資源化施設及び粗大ごみ処理施設）

資源化施設及び粗大ごみ処理施設について、過去 10 年間（平成 27（2015）年度～令和 6（2024）年度）の整備実績における事業方式は以下のとおりです。

公設公営方式（D B 方式）が 36%（76 施設）と最も多く、次いで公設民営方式（P P P 方式（D B O 方式、公設 + 長期包括的運営委託（D B + O 方式））、民設民営方式（P F I 方式）となっています。

表-3 資源化施設及び粗大ごみ処理施設における事業方式

事業方式	公設公営方式 (D B 方式)		公設民営方式 (P P P 方式)		民設民営方式 (P F I 方式)		計			
	資源化	粗大	資源化	粗大	資源化	粗大				
平成 27（2015）年度	12	11	1	13	5	8	10	10	0	35
平成 28（2016）年度	12	9	3	19	13	6	13	13	0	44
平成 29（2017）年度	18	11	7	10	7	3	6	6	0	34
平成 30（2018）年度	5	2	3	2	2	0	3	3	0	10
令和元（2019）年度	11	7	4	10	5	5	9	9	0	30
令和 2（2020）年度	4	1	3	7	3	4	9	9	0	20
令和 3（2021）年度	7	4	3	6	4	2	5	5	0	18
令和 4（2022）年度	4	2	2	4	1	3	3	3	0	11
令和 5（2023）年度	2	1	1	0	0	0	0	0	0	2
令和 6（2024）年度	1	1	0	2	2	0	2	1	1	5
施設数	76	49	27	73	42	31	60	59	1	209

出典)「一般廃棄物処理実態調査結果（令和 4 年度調査結果）」環境省より、自治体やメーカーHP を参照し、整理
備考) 同一事業者で資源化施設と粗大ごみ施設があるケースで重複する事例も含む

3 施設運営計画

（1）業務範囲・業務分担

事業範囲及び業務分担の想定は以下のとおりです。

法的課題等を考慮しつつ、民間事業者のノウハウを効果的に活用することで、当該事業の効率化が期待される業務は民間事業者の分担、事業の監理・監督や市民対応といった公共が責任を担うべき役割は発注者（本市）の分担とすることを基本の考え方とします。

表-4 事業範囲及び業務分担の想定（案）

事業段階	業務区分	発注者（本市）	民間事業者
1.事前調査等	周辺地域対応	・施設整備に係る市民対応については、事業方式によらず発注者（本市）が実施。	—
	各種調査に関する手続き等	・測量・地質調査・生活環境影響調査等に関連する手続き等の事項については、事業方式によらず発注者（本市）が実施。	—
2.設計・建設段階	資金調達	公設民営方式（PPP方式）の場合は発注者（本市）が実施。	民設民営方式（PFI方式）の場合は民間事業者が実施。
	設計業務	・設計審査 ・施工監理（モニタリング） ・市民対応	・プラント設備工事設計 ・建築工事設計 ・その他（事業に付帯する設計業務 等）
	建設業務	・循環型社会形成推進交付金申請 ・許認可申請（発注者（本市）側）	・プラント設備工事 ・建築工事 ・その他（工事中の環境測定、試運転、運転指導、許認可申請等）
3.運営・維持管理段階	運営業務	【共通】 ・処理ごみの収集・搬入 ・直搬ごみの料金徴収 ・事業実施状況及びサービス水準の監理・監督（モニタリング） ・市民対応（要望等対応、環境教育、事業に関する情報発信 等）	【共通】 ・ごみの受入管理（直搬ごみの料金徴収を除く） ・運転管理 ・用役管理 ・環境管理・安全管理 ・情報管理 ・データ管理 ・運営業務終了時の引継 ・関連業務 (清掃作業、植栽管理、施設警備、見学者対応等)
		【中継施設】 ・パイプラインに係る業務 ・収集業務との調整	【中継施設】 ・積替業務 ・焼却施設までの廃棄物運搬業務 ※令和12年度以降積替業務開始予定
		【新資源化施設】 ・資源化物等管理 (最終処分物等の保管、場外運搬、処分・再資源化等を対象)	【新資源化施設】 (令和15年度以降供用開始予定) ・資源物の管理 ・最終処分物の積込
	維持管理業務	・維持管理状況の監理・監督（モニタリング）	・維持管理（点検、修理、改造等）

備考) ごみの収集・運搬体制については、事業範囲に含めないことで、将来的な分別区分の変更等に柔軟に対応することが出来るメリットあるため、事業範囲から除きました。

4 リスク分担の考え方

事業の実施に当たり、民間事業者との基本協定等の締結の時点では、その影響を正確には想定できないような不確実性のある事由によって損失が発生する可能性をリスクといいます。

また、リスク分担については、事業の実施において発生する可能性のある様々なリスク（事故、需要の変動、天災及び物価の上昇等の経済状況の変化等）を想定し、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するという考え方に基づいて設定する必要があります。

なお、民間事業者への過度なリスク分担を行った場合では、VFM（Value For Money：従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合です。）を低下させることになるため、VFMの最適値を確保するためには、発注者（本市）と民間事業者との最適なリスク分担に留意する必要があります。

（1）リスク分担

リスク分担は、本事業に係るリスク要因について、その負担者が発注者（本市）と民間事業者のいずれであるかを予め明らかにするものです。リスク分担の検討にあたっては「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）」に示される「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づいて適切に設定しました。

本調査では、民間事業者に帰責事由があるリスクもしくは管理可能なリスクを民間事業者の分担とし、それ以外を発注者（本市）が分担することを基本として表-5 のとおり設定しました。

表-5 リスク分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担例	
			発注者 (本市)	民間 事業者
共通	契約締結	議会を含む市の事由により、民間事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		民間事業者の事由により、市と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
	内容変更	市の事由による業務範囲の拡充・縮小等	○	
	法令等変更	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
	税制度変更	民間事業者の利益に課せられる新税の設立及び税制度の変更（法人税率等の変更）		○
		上記以外の法令等の新設・変更	○	
	政策変更	市に関わる政策の変更（事業に直接的影響を及ぼすもの）	○	
	許認可遅延	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		市が行った事前協議済み内容の変更に伴う許認可取得等の遅延（うち事業者の事由によるもの）によるもの		○
		民間事業者が取得する許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	市が提示した条件または指示に起因して発生する事故等に対する賠償	○	
		民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等に対する賠償		○
	住民対応	民間事業者の事由に起因する住民反対運動、訴訟等に関するもの		○
		住民対応に伴う管理強化等による操業停止・コスト増大	○	
	用地確保 (発注者が用地を指定する場合)	当該事業用地の確保に関するもの	○	
	事故の発生	市の帰責により発生した事故	○	
		民間事業者の帰責により発生した事故 (善管注意義務（「善良なる管理者の注意義務」の略で、民間事業者に課せられた一般的に期待される水準の注意・配慮をもって職責を果たす義務のこと）が果たされた場合を除く）		○
		環境保全		○
	債務不履行	民間事業者による債務不履行		○
		市による債務不履行	○	
	物価変動※ ¹	インフレ、デフレに係る費用（一定の範囲内）		○
		インフレ、デフレに係る費用（一定の範囲外）	○	
	資金調達	民間事業者において本事業の実施に際して必要とする資金の確保		○
		市において本事業の実施に際して必要とする資金の確保	○	
	金利変動	金利の変動（上昇）に伴う民間事業者の資金調達に係る費用の増大		○
	※ ² (PFI 事業の場合等)	金利の変動（上昇）に伴う本市の資金調達に係る費用の増大	○	
	不可抗力	天災・暴動等自然的または人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの（一定の範囲内）		○
		天災・暴動等自然的または人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの（一定の範囲外）	○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担例	
			発注者 (本市)	民間 事業者
計画 ・ 設計	測量・調査	市が実施した地形、地質等現地調査の不備による計画変更等のリスク	○	
		民間事業者が実施した地形、地質等現地調査の不備による計画変更等のリスク		○
	設計	市の指示の不備、変更によるもの	○	
		民間事業者の判断の不備によるもの		○
	応募	提案書作成の費用負担		○
	工事遅延	市に起因する工事遅延によるもの	○	
		民間事業者に起因する工事遅延によるもの		○
建設	工事費増大	市の指示による工事費の増大	○	
		上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の工事費の増大		○
	性能	要求水準の未達(施工不良を含む。)		○
	計画変更	事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	供給	計画ごみ量の確保、ごみ質の変動に関するリスク(一定の範囲内)		○
		計画ごみ量の確保、ごみ質の変動に関するリスク(一定の範囲外)	○	
運営	処理不適物混入 (搬入管理)	ごみの搬入管理において、民間事業者が善管注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	施設損傷※ ³	民間事業者に起因する事故及び火災等による施設の修復等によるコストの増大		○
		施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因する施設破損等		○
		ごみ収集車・搬入車による施設破損等	○	
	性能	要求水準の未達(施工不良を含む。)		○
	契約不適合	運営期間中における契約不適合責任に関するもの		○
	運営費増大	市の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運営・維持管理費の増大(物価変動によるものは除く。)		○
終了時	施設の性能確保	事業期間満了時における性能の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸経費の発生に関するもの、民間事業者の精算手続きに伴う評価損益等		○

※1 事業者選定手続きが長期化する場合、入札公告日と契約日までの物価上昇分を提案価格に反映できない問題が生じるため、価格改定に用いる基準日は入札公告日や提案書提出日とするなど、応募者の見積作成時期に合わせる等の対応が望まれる。

※2 施設竣工時や運営開始後、10年程度を目途に定期的な基準金利の見直しを行う。

※3 リチウムイオン電池等の処理不適物に起因する施設損傷リスクは「処理不適物混入リスク」のリスク分担例に応じて処理する。

参考：環境省「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き（令和7年3月改訂）」p.49

5 事業方式の方針

「芦屋市公共施設等総合管理計画（平成 29（2017）年 3 月）」の「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」では、“維持管理・修繕・更新等においては、業務委託、指定管理者制度、PPP/PFI 事業の導入等による積極的な民間活用”と示されており、当施設整備事業への民間事業者の参入意欲や希望する事業年度の確認、総事業費等に関する試算を行うとともに、期待される経費削減効果の定量的評価等を含む検討を実施し、様々なリスク等の要素を総合的に考慮したうえで、本市にとって最良な事業方式を決定します。

（1）PFI 等の概要

PFI (Private Finance Initiative) は、従来の公共事業では個別に発注されていた設計、建設、維持管理、運営の全部もしくは一部を一体的に性能発注により長期の事業として実施することで、民間のノウハウや資金を活用して、同一水準のサービスであればより安く、同一価格であればより上質なサービスを提供する手法です。

我が国においては、平成 11（1999）年に PFI 法が制定され PFI が導入されました。PFI 法の第 2 条においては、対象施設が定められており、廃棄物処理施設も PFI の対象とされています。PFI の対象となる施設を表-6 に示します。

表-6 PFI の対象施設（PFI 法第 2 条）

- ・ 公共施設（道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等）
- ・ 公用施設（庁舎、宿舎等）
- ・ 賃貸住宅及び公益的施設（教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、**廃棄物処理施設**、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等）
- ・ 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設等
- ・ 輸送施設（船舶、航空機等）、人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）

平成 12（2000）年に発出された「地方公共団体における PFI 事業について」（平成 12 年 3 月 29 日 自治事務次官通達）において、「PFI 法に基づいて公共施設等の整備を行うために設定される債務負担行為は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備のために設定されるものであり、「もっぱら財源調達の手段として設定する債務負担行為」（「債務負担行為の運用について」（昭和 47 年 9 月 30 日付け自治導第 139 号））に該当するものではないと解されること。」とされており、PFI 法に基づく PFI として実施する場合に、施設の整備費用について民間資金を活用した財政負担の平準化（割賦支払い）が可能となる根拠となっています。

また、PFI 法に基づく PFI 以外にも、設計、建設、維持管理、運営の全部もしくは一部を一体的に性能発注により長期の事業として実施する事業手法としては、公設民営方式（PPP 方式（DBO 方式）、公設公営方式（DB 方式）等の事業手法があり、他の民間活力を活用する事業手法を含めて PPP（Public Private Partnership）と総称されています。

(2) 国内におけるPFI等の適用状況

PFI法が制定されて以来、令和6（2024）年3月末時点で実施方針が公表されたPFI（PFI法に基づく事業）は、1,071事業となっており、令和5（2023）年度に実施方針が公表された事業は69事業でした。

なお、令和5（2023）年度までに実施されたPFI事業数は表-7のとおりです。

表-7 PFI事業数（分野別、実施方針公表件数）

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
文化社会教育（学校施設、文化・社会教育施設等）	4	357(26)	55(5)	416(31)
医療・福祉（病院・診療所、児童福祉施設等）	0	45	5	50
環境衛生（斎場、廃棄物処理施設、浄化槽等）	0	116(3)	0	116(3)
経済地域振興（MICE、観光・地域振興施設、住宅等）	3	247(16)	0	250(16)
インフラ（上下水道、工業用水道、道路、湾岸施設等）	33(11)	78(5)	2	112(15)
行政（庁舎、宿舎等）※注2	65(1)	56(3)	3	121(4)
その他（複合施設等）	2	4	0	6
合計	107(12)	903(53)	65(5)	1,071(69)

（出典：内閣府、令和6年3月31日現在）

注1 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針以降に断念しサービスに及んでいない事業は含んでいない。

注2 国・地方が共同で実施している事業が4件あり、「事業主体別」においてはそれぞれカウントしているが、事業主体別でない「合計」においては1事業としてカウントしている。（うち1事業は令和5（2023）年度実施）

注3 分野については当該事業毎に主となる分野1分野のみを選定して分類している。

注4 括弧内は令和5（2023）年度の実施件数（内数）

(3) 本市におけるごみ処理事業の特性

民設民営方式（PFI方式）等について最適な事業方式を選定するにあたり、前提となる本市のごみ処理事業の特性を次のとおり整理しました。

1) 現有施設の運用及び新ごみ処理施設の供用開始

現在の本市の焼却施設（芦屋市環境処理センター）は、公設民営方式（PPP方式（公設+長期包括的運営委託（DB+O方式）））により運営管理を実施しています。令和11（2029）年度まで現状の運用を継続し、令和12（2030）年度以降は中継施設の供用開始とともに神戸市との可燃ごみの広域処理を開始する予定としています。

資源化施設については、現状、旧焼却施設を利用して資源化処理を行っていますが、この旧焼却施設の解体後に建設される新資源化施設は令和15（2033）年度から供用開始を予定しています。

2) 新ごみ処理施設整備における基本方針

本市の施設整備基本構想では、新ごみ処理施設の整備における基本方針として、ごみの処理については、市民生活に欠くことのできない事業であり、ごみ処理施設は安全・安心を最優先に考慮したものとすることが重要とし、循環型社会形成に寄与し、多面的価値を有し、市民に親しまれ、地域に貢献する場としての施設整備に取り組み、経済性の観点にも配慮する必要があるとし、次の3つを基本方針として定めています。

目標1 地球温暖化対策

目標2 循環型社会の形成

目標3 環境保全

(4) 本事業に関する法令等の整理

1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に関する事項

ア 再委託の禁止

廃棄物処理法施行令（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）第4条第3号にある再委託禁止条項の制約から、当該民間事業者は、廃棄物と見なされる副産物の運搬や最終処分を、他の民間事業者に委託できることになっているため、当該民間事業者自らが許可を有し実施するか、発注者である自治体が他の民間事業者へ別途委託をすることになります。

イ 法的手続き

公設民営方式（PPP方式）及び民設民営方式（PFI方式（BOT方式））の場合は、供用開始後の施設所有者が自治体となり、廃棄物処理法第9条の3に規定する自治体の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出に該当します。一方、民設民営方式（PFI方式（BOT方式））と民設民営方式（PFI方式（BOO方式））の場合は、供用開始後の施設所有者が民間事業者となるため、廃棄物処理法第8条の許可を要することとなり、手続きの方法が複雑となり、期間については、公設民営方式（PPP方式）及び民設民営方式（PFI方式（BOT方式））より長期となる可能性があることに留意する必要があります。

2) 税制関係

表-1で整理した事業方式のうち、民設民営方式（PFI方式（BOT方式））と民設民営方式（PFI方式（BOO方式））については、事業者が施設所有者となることから、地方税法に基づいて不動産取得税、固定資産税等が課税されます。各事業方式における課税範囲を表-8に整理しました。

表-8 各事業方式における課税範囲

税目	公設公営方式 (D B 方式)	公設民営方式 (P P P 方式 (D B O 方式)) 民設民営方式 (P F I 方式 (B T O 方式))	民設民営方式 (P F I 方式 (B O T 方式)) 民設民営方式 (P F I 方式 (B O O 方式))
法人税（所得税）	非課税※	課税	課税
都道府県民税（法人税割）	非課税※	課税	課税
市町村民税（法人税割）	非課税※	課税	課税
法人事業税（所得税）	非課税※	課税	課税
事業所税（資産税）	非課税※	課税	課税
登録免許税（商業登記）	非課税	課税	課税
登録免許税（不動産登記）	非課税	非課税	課税
不動産取得税	非課税	非課税	課税
固定資産税	非課税	非課税	課税
都市計画税	非課税	非課税	課税
特別土地保有税	非課税	非課税	課税

※各種業務を委託する場合、受託者となる各事業者は課税される。

(5) 調査対象とする事業方式及び契約スキーム

1) 調査対象とする事業方式

前項に示したとおり、民設民営方式 (P F I 方式 (B O T 方式)) と民設民営方式 (P F I 方式 (B O O 方式)) の場合は、廃棄物処理法第8条の許可を要するため、手続きの方法及び期間が公設民営方式 (P P P 方式) 及び民設民営方式 (P F I 方式 (B T O 方式)) を上回る可能性があること、また、地方税法に基づいて不動産取得税、固定資産税等が課税されることから、調査対象方式は表-1 の 6 つの方式のうち、民設民営方式 (P F I 方式 (B O T 方式)) と民設民営方式 (P F I 方式 (B O O 方式)) を除くこととします。

以上より、調査対象とする事業方式は、公設公営方式 (D B 方式)、公設民営方式 (P P P 方式 (D B O 方式))、公設民営方式 (P P P 方式 (公設+長期包括的運営委託 (D B + O 方式)))、民設民営方式 (P F I 方式 (B T O 方式)) の 4 つの方式とします。

2) 契約スキーム

調査対象とする 4 つの事業方式の契約スキームとして、契約相手方、契約形態及び資金調達方法を表-9 に整理しました。

なお、公設民営方式 (P P P 方式 (D B O 方式)) と公設民営方式 (P P P 方式 (公設+長期包括的運営委託 (D B + O 方式))) は P P P 方式として一つで整理しています。

表-9 契約スキーム

項目		公設公営方式	公設民営方式 (PPP方式)	民設民営方式 (PFI方式)
		(DB方式)	(DBO方式、 公設+長期包括的運営委 託 (DB+O方式))	(BT0方式)
契約相手方	設計・ 建設工事	プラントメーカー	設計・建設事業者 (プラン トメーカー、ゼネコンも しくは両者のJV)	SPC
	運営業務	—	運営事業者 (運転管理会 社、SPC*) DB+O の場合は、設計・建 設工事実施と異なる事業 者に委託	
契約形態	設計・ 建設工事	設計及び工事請負契約	設計及び工事請負契約	事業契約
	運営業務	—	業務委託契約	
資金調達方法		公的資金 (交付金・補助金 含む)	公的資金 (交付金・補助金 含む)	民間資金 (金融機関融 資)、交付金・補助金 (交 付金・補助金)

(6) 事業方式の検討結果

各事業方式の定性評価では、公設民営方式 (PPP方式 (DBO方式)) 及び民設民営方式 (PFI方式 (BT0方式)) が優れている結果となりました(表-10)。導入事例としては、公設公営方式 (DB方式) は実績としては多いものの、近年は他方式との差は少なくなり、公設民営方式 (PPP方式 (DBO方式)) が増加しています。民設民営方式 (PFI方式 (BT0方式)) については、公設民営方式 (PPP方式 (DBO方式)) と比べ採用事例は多くありません。

また、メーカーアンケート調査によるメーカー参入意向調査結果では、公設民営方式 (PPP方式 (DBO方式)) のみ、全てのメーカーが参加の意思を示しています。

なお、各事業方式の定量評価については、メーカーアンケート調査による事業費(建設工事費・維持管理費等)の点検・精査等を行っており、VFMの算出が困難であるため、今後、事業費のとりまとめが完了した段階で算出を行い、上記の定性評価及びメーカー参入意向とともに、最も優位な事業方式を選定することとします。

表-10 各事業方式の定性評価 結果

項目	公設公営方式	公設民営方式 (PPP方式)	公設民営方式 (PPP方式)	民設民営方式 (PFI方式)
	(DB方式)	(DBO方式)	(DB+O方式)	(BTOW方式)
定性評価	運営者の意向を設計に反映	×	◎	○
	事業継続性(安定性)	◎	△	△
	経済性	△	○	△
	財政支出の平準化	△	○	○
	事務手続き上の負担軽減	△	○	△
		△	○	○
	定量評価 VFM	未定稿		
総合評価		未定稿		

(凡例) ◎：非常に優れている。○：他方式に比べ優れている、△：他方式に比べやや優位、×：他方式に比べ優位性が低い